

「第3次さいたま市DV防止基本計画（素案）」についての意見及び意見への対応

●さいたま市男女共同参画推進協議会委員からの意見及び意見への対応

※素案への提案・修正に関するご意見以外は割愛させていただいております。

※ページ・事業番号につきましては、「意見」欄は第78回（令和2年度第3回）協議会資料、「意見への対応」欄は計画（案）のものになります。

No	意見	意見への対応
1	新型コロナウイルス感染症の拡大等の非常時における女性に対する暴力に関する取組は、本計画の期間においても少なからず影響・関連することが考えられますので、第1章や第3章に、記述が必要ではないか。 （参考）内閣府男女共同参画局「第5次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方（素案）」	第1章 計画策定にあたって 1 計画策定の背景（2）国際社会の動向に記述。
2	第1章（2）国際社会の動向について、新型コロナウイルス感染症拡大のなか、UN Womenでは「COVID-19と女性・女兒に対する暴力」の報告書を公表し、提言を行っています。このような取組も記述に追加するとよいと思います。	
3	6月に決定された「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」による3年の集中強化期間中2年間は、本計画の期間と重なっています。強調して記述できる取組があれば、できるだけ書き込むとよいと思います。なかでも、学校での取組（p.20）について、人権教育という漠然とした書き方だけでなく、性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための学校教育の役割として、児童生徒や教員への教育・研修の徹底を盛り込めないでしょうか。 （参考）内閣府男女共同参画局「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」	・「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」については、第1章 計画策定にあたって 1 計画策定の背景（3）国、県の動向に記述。 ・学校での取組については、関係所管と調整中。
4	8ページの「性的なもの」では、ポルノビデオと性行為の強要は順番を逆にした方がよいと思います。	素案を修正。
5	P8の経済的暴力の例なのですが、一つ目の例は、言葉の暴力、精神的な暴力のような気がします。ご検討ください。それと、「生活費を渡さない」の後に、「配偶者の収入や貯金に使ったり、借金をつくったり、させたりする」を入れた方がいいように思います。もし「かいしょうなし…」という一つ目を削除するのであれば、「お金の使い方を必要以上に厳しく管理する」みたいなのがあるといいかと思えます。家計に対する管理もですが、男性への「お小遣い」問題なども含むイメージです。	素案を修正。
6	P17の計画の体系にある担当課についてなのですが、これは、もう少し広げなくていいのでしょうか。例えば、1の2「学校等における人権教育の推進」では、学校教育関係の部署や青少年育成課といったところと連携するべきだと思います。「縦割り」の問題を乗り越えることと、ここに載せることで、人ごとにならないようにしてほしいということもあります。責任部署ということで、この表は変えないとしても、各取り組みのところに、どこと連携するかを入れてほしいと思います。	事業の主体となる所管課を掲載する。なお、事業実施にあたり、関係所管との連携を図る。
7	男性の被害のこと、加害者の問題もいれていただけてよかったと思います。 30ページの目標Vの最後にある、「DV加害者に対する支援等」とありますが、「DV加害者に必要なプログラムなどの支援を検討します」のようにしておいた方がいいように思いました。「加害者を支援する」という意味やイメージがよくわからない人が多いのではと思ったからです。	素案を修正。
8	P5(1)-(4) 2行目 目標VI→目標VII	素案を修正。
9	P7 計画の対象とする暴力というタイトルをつけてから、DVの説明を入れた方がよい（説明を入れたことは良いと思います）。概要版には2に入っています。	素案を修正。
10	P9 実態には答申書にある、暴力に対する認識、相談しなかった理由を加えた方がよい。	素案を修正。
11	P17 II-4-16「多様な被害者への配慮」の担当課に高齢者・障害者の担当所管等を明記することはできませんか。（P24では連携と書いてありますが、自覚を持っていただくにはその方が有効かと思えます。）	事業の主体となる所管課を掲載する。なお、事業実施にあたり、関係所管との連携を図る。
12	P7 本文上から2行目「養護する子ども」→養護より監護のほうがしっくりくるが、他の方の御意見がなければ養護でよいです。（参考）児童虐待防止法2条、民法820条	素案を修正。
13	P12 本文上から3行目「また、性的～多くなっています」→高校生に比べ大学生の被害経験が多いのは、精神的暴力、性的暴力に限らず、身体的暴力、経済的暴力も多いように読める。「また～」の一文は不要か要件検討。③の項で何かコメントするなら、デートDVの被害内容で多いのは、精神的暴力であるという事だと思いました。	素案を修正。
14	基本目標I 事業番号5「デートDVの防止啓発の推進」と6「デートDVの防止・啓発」の違いがわかりにくいと思いました。	事業番号5を「デートDV防止出前講座の実施」とし、内容を修正。 リーフレットの配布については、修正後の素案に記載した事業番号7「若年層が相談しやすい環境の整備」において、実施する。
15	基本目標III 事業番号21「住民基本台帳の閲覧等の制限」はとても重要な事と思いますが、具体的にどのように徹底できるのでしょうか。	具体的な内容については、「男女共同参画年次報告書」にて報告してもらう。素案のままとする。
16	P30「基本目標V 関係機関等との連携協力」の事業番号36の（仮称）関係機関支援ネットワーク会議とは、上段で述べている「DV防止連携会議やケース会議」を指しているのですか。（仮称）とはなっていますが、今後、わかりやすい会議名にするように検討したほうが良いと思います。	「DV防止連携会議」の標記について、「関係機関との連携会議」に素案を修正。会議名称については、わかりやすいものとなるよう検討し、決定していく。
17	「人権教育」を学校（次世代）に限らず、社会人等の世代に広げられないかと考える。	社会人等の世代については、事業1「女性に対する暴力防止に対する啓発事業の実施」・2「女性に対する暴力防止のための情報提供」の他、人権政策・男女共同参画課主催の講座等において実施していく。
18	デートDVの被害内容資料から、高校生よりも大学生からの被害経験が多くなっている。いくつか考えられる理由はあるが、学校という場所から実社会での活動が増えることにより、学校と社会のギャップ（性別による固定的な役割分担意識等が規律良く残っている現実）からジレンマや良い意味（？）社会に適応してしまうように思う。家庭、社会こそ、「人権」に対する意識改革推進が必要と思う。	社会人等の世代については、事業1「女性に対する暴力防止に対する啓発事業の実施」・2「女性に対する暴力防止のための情報提供」の他、人権政策・男女共同参画課主催の講座等において実施していく。
19	基本目標I、事業番号1と2「女性に対する暴力防止」とありますが、DVは女性に対するものだけでなく、家庭内のすべての人に対して起こります。基本計画（素案）には、外国人や子どもに関する記載はありますが、高齢者に対する暴力に関しては記載がないように見受けられます。高齢者・病人・看護を受けている人を、基本計画に含めることはできないでしょうか。	事業番号17「多様な被害者への配慮」に掲載。
20	基本目標I、事業番号13「婦人相談員研修」とありますが、相談員は婦人のみならず、男性相談員が居てもよいと考えます。男性相談員も研修を受け、婦人とは異なった見地・経験からの相談業務ができると思います。	婦人相談員とは、売春防止法第35条に基づき、要保護女子の相談等を行う者であり、相談員の性別を現したのではない。なお、研修の実施にあたっては、男性相談員にも参加してもらうよう声掛ける。
21	P9～15の棒グラフについて、参考文献の記載はありますが、具体的な調査方法が分からず、記載のポイント数に疑問を感じました。第2次の際には調査概要の記載があったので（P4）、同様の記載が必要だと思います。	素案に追記。
22	基本目標に切れ目ない支援が必要とありますが、各計画は担当が一つとなっており、横断的な取り組みはしづらいのではという印象を受けました。	事業の担当所管を明確にするため、事業ごとに掲載しているが、関係機関等との連携を図り取組む。

No.	意見	意見への対応
23	P20の「(3)若年層へ相談体制の拡充」とありますが、事業内容のどの部分に相談体制の拡充が含まれているのでしょうか。第2次では新規事業として事業15に「若年層が相談しやすい環境の整備」がりましたが、今回はなしということでしょうか。	「若年層が相談しやすい環境の整備」については、継続して実施していくため、素案に追加（事業番号7）。令和元年度に実施した「若年層における鋼材相手からの暴力（デートDV）に関する意識・実態調査」の結果を踏まえ、若年層へ相談窓口の周知強化に取組む。
24	新規事業11「男性DV被害者支援」について、内容が検討に向けた調査・研究となっておりますが、内容が検討に向けた調査・研究となっており事業名と若干異なるのではと感じました。研究結果を支援に反映するところまで含めているのであれば、その旨を記載すべきかと思えます。	事業名を「男性DV被害者支援に向けた調査・研究」（事業番号12）に素案を修正。
25	第2次と比較して、事業数が大幅に減っていますが、何か理由はあるのでしょうか。さいたま市としてDV対策に消極的になっている印象にはならないでしょうか。コロナ禍の影響で家庭内DVがますます見えない状況になる中、さらなる充実した支援が必要だと思われま。	第2次計画において事業として掲載していたもののうち、個別に例示していた関係機関等の連携については、事業を進めるにあたり必要な体制であることから、内容を整理した。事業数は減っているが、引き続き連携を図っていく。
26	素案p.21本文8行目「庁内関係機関においては、～配偶者暴力相談支援センター等との更なる連携～」とありますが、DV相談センターも庁内関係機関の一つだと思いますので、例えば「～配偶者暴力相談支援センターを中心に～」などといった表現はいかがでしょうか。	本市では、配偶者暴力相談支援センター機能として、さいたま市DV相談センターを設置しているため、庁内関係機関の連携の中心は人権政策・男女共同参画課となる。その旨が伝わるよう素案を修正。
27	素案p.21本文15行目「さらに、相談者の過酷な経験の話を聴くことで～」とありますが、以前の協議会でも申しましたが、「過酷な経験の話を聴くこと」ばかりが、相談員を脅かすわけではないと思います。例えば「瞬時的な対応が求められる緊迫した事例への対応や加害者からの厳しい追及等により、相談員・職員自身が消耗したり、的確な対応ができなくなる恐れも考えられます」などはいかがでしょうか。私の意見の主旨としましては、加害者から脅迫された追及があっても、方針が揺らぐ、迅速に被害者保護の対応をとれる、そのためには、担当者一人に負担が集中しないよう、組織対応を明確にマニュアル化しておく必要があるのではないのでしょうか、ということです。	素案を修正。
28	素案p.25基本目標Ⅲのリード文について。細かいですが本文1行目「警察への相談を案内する～」について、何か「たらいまわし」な印象を受けます。また、これを含む1段落目と2段落目の書き方が、基本目標Ⅴ関係機関等との連携協力と同様に思えます。この基本目標Ⅲの意図としては、様々な機関が実施する様々な支援事業について知らない被害者・相談者が、その状況（緊急性や経済状況等）に応じて、適切な支援事業を利用できるように、DV相談センターが中心となって（できればワンストップで）支援する（できれば併走しながら）というニュアンスが伝わればよいと思います。	素案を修正。
29	素案p.26事業番号21「住民基本台帳の閲覧等の制限」について、住民基本台帳を扱う部署や支援関係機関は情報管理に対する危機意識も高いと思われまますが、情報が洩れるリスクが高いのは、支援と関係が薄い部署かと思われま。近隣市でも、消防局から情報が漏れた事例が報道されました。素案の書きぶりには影響しないかもしれませんが、DV支援と関係が薄そうな部署こそ、何かの通知を加害者に発送や連絡などする際、情報が漏れないよう、研修など徹底しておく必要があろうかと思われま。	事業番号41「関係者研修の実施」において、御指摘の所管も含め、研修をしていく。
30	素案p.27事業番号29「犯罪被害者等支援事業」については、単純に質問なのですが、市民生活安全課主体の犯罪被害者等支援事業ですが、男女共同参画課による支援事業とどういう棲み分けになるのでしょうか？あくまで、犯罪として立件された場合の支援事業なのでしょうか？	DV被害者支援の対象は加害者が配偶者、元配偶者、交際相手であり支配・被支配関係にある場合、犯罪被害者支援の対象は加害者、被害者の関係性や支配・被支配の有無を問わない。
31	素案p.27事業番号30「精神保健に関する支援」の精神保健に関する支援についても質問です。「必要な方には専門家によるカウンセリング」とありますが、必要性の判断は医師による診断とかがでしょうか。精神保健福祉を主管している「こころの相談センター」は関係しない、男女共同参画課による単独事業としたでしょうか。	カウンセリングの必要性については、婦人相談員が行い、専門の女性の医師へ繋げる。「こころの相談センター」とは別の、人権政策・男女共同参画課による事業。
32	素案p.30（1）関係機関へ強化について。本文4行目、「（仮）DV対応マニュアル」作成とあります。ありがとうございます。できれば、作成に際し、関係機関にも関与してもらえればよいと思います。また、作成したもののいざ運用の際に「これはうちの範疇ではない」などとたらいまわしにならないよう、関係機関との中身の共有を図っていただければと思います。	関係機関と共有を図り策定していく。
33	素案p.31事業番号39「要保護児童対策地域協議会事業」についてご質問。【新規】とありますが、「従前から引き続き、年1回程度開催」とあります。どの部分が【新規】なのでしょうか？男女共同参画やDVの観点から新規の要素があれば、その点を付記いただければと思います。	令和元年8月付厚生労働省（依頼）に基づき、「さいたま市要保護児童対策地域協議会区会議要領」を令和2年4月1日改正し、人権政策・男女共同参画課が参画することとなったため、新規事業としたもの。事業欄にもその旨追記する。

●パブリックコメントの意見及び意見への対応

1. 実施期間 令和2年10月1日（木曜日）から令和2年11月2日（月曜日）まで
2. 公表場所 ・さいたま市ホームページ ・各区役所情報公開コーナー ・市内各公民館、図書館、コミュニティセンター等
3. 提出方法 市ホームページより提出、郵送、持参、FAX

No.	意見	意見への対応
1	どんな支援が受けられるか、どんな風な流れになるかなど挿し絵などで分かりやすいパンフレットがあると利用する方のイメージが掴みやすいかと思われま。また、利用した方の体験談や事例も載せて欲しいです。	ご意見を参考に、わかりやすい資料（本編、概要版）を作成する。 なお、体験談等は資料には掲載しない。
2	被害者のケアだけでなく、加害者へのケアも必要だと思われま。加害者の調査だけでなく、加害者にも手を差し伸べてもらいたい。加害者のメンタルも大事だと思われま。	
3	3次案の関係機関等との連携強化 3. 調査研究の推進42【新規】加害者対策に関する調査研究 “調査・研究結果を把握するとともに、実態調査を行うことで、加害者の実態について把握し、加害者対応について検討します。”と記載されています。加害者対策に関して調査研究するだけに留まるのではなく、加害者への更生プログラムの導入、人格形成の再教育の場の設定が急務です。	事業42「加害者対策に関する調査研究」において対応する。
4	資料はPRに使用されて市民理解されてはじめて利用価値が生まれるものと思われま。よって、発生防止活動に少しでも役立ちたいと思われまので、活動団体まで活動行事等を教えていただければありがたいです。市民へのPR強化方の検討要するのでは？	市民、団体等への周知、PRに努める。